

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	9 件

千葉国民年金 事案 4017

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を A 県 B 郡 C 町役場（当時）で納付した領収証書を所持しているが、市町村が受領できる期限を過ぎて納付されたものであるため還付するという通知が年金事務所から届いた。40 年近くもたって今更還付するというのは納得できないので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 5 月 7 日の領収日付印のある A 県 B 郡 C 町 D（職種）発行の申立期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持しており、申立期間の保険料を同町において納付したことが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成 23 年 7 月 14 日付けで申立期間の保険料の還付決議がされているが、上記申立期間の保険料の納付は、過年度保険料の納付に当たり、市町村が収納できないものであるから、収納手続を誤っているものの、同町が領収したのは、国の保険料徴収権の時効消滅前であり、特殊台帳にも当該保険料の還付の記録は無く、38 年以上の長期間にわたり適法な保険料の収納金として取り扱われていたものと認められるので、これを不適法な保険料の納付として還付すべき合理的理由があるとはいえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4018

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

私の妻は、昭和 44 年頃に A 区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は妻が付加保険料を含めて納付してくれたと述べているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 47 年 1 月 10 日に付加保険料の納付の申出を行った記載があり、特殊台帳において、申立期間前後の保険料は付加保険料を含めて納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以降に未納は無く、60 歳から 64 歳まで任意加入して保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 3 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は前後の期間と同様に付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4019

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から59年11月まで

私は、昭和58年12月にA社を退職して、すぐに次の仕事に就こうと思っていたので国民年金には加入していなかった。次の仕事が見付かるまではアルバイトをしていたが、仕事仲間から国民年金に加入した方が良いとのアドバイスを受けて社会保険事務所（当時）に行ったところ、国民年金については強制加入の期間であり、国民年金保険料を前の会社を退職したときに遡って納付しなければならないと言われ、加入手続を行ったときに1年分の保険料を一括納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、社会保険事務所からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和60年1月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、オンライン記録では、申立期間は国民年金に未加入の期間となっているが、申立人の所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿には、昭和58年12月16日から61年4月11日までは強制加入期間として記録されている上、同被保険者名簿において申立期間のうち、59年4月から同年11月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の特殊台帳によれば、当初、資格取得日は昭和58年12月16日と記載されていたが、59年に訂正した形跡が確認できるところ、申立人は58年12月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、

申立期間は強制加入期間となることから、当該資格取得記録を訂正する合理的な理由は見当たらない上、同年4月から同年11月までの保険料の納付記録が確認できるが、当該期間の保険料が還付された記録は無く、行政側の記録管理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

加えて、加入手続きを行ったと推認される昭和60年1月を基準にすると、申立期間のうち、58年12月から59年3月までの保険料は過年度納付することが可能である上、申立人は会社を退職したときに遡って納付しなければならないと言われ、加入手続きを行ったときに1年分の保険料を一括納付したと申述していること、及び申立期間は12か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私が昭和 57 年 9 月に会社を辞めた後、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、父自身の国民年金保険料と一緒に母と私の保険料も農協で納付していた。父は几帳面な人で、保険料はきちんと納付していたはずであり、申立期間について、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 58 年 4 月下旬と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の父は申立期間以降、申立人の父及び母の保険料を長期間にわたり前納しており、保険料の納付に対する知識及び理解があったことがうかがえる上、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の父及び母の申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人の父が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年12月31日）及び資格取得日（43年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月31日から43年2月1日まで

私の夫は、A社に継続して勤務していたが、途中で厚生年金保険の被保険者期間が中断している。当時、退職したことは無く、記録が欠落しているのはおかしいので調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和36年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年12月31日に資格を喪失後、43年2月1日に同社において再度資格を取得しており、42年12月から43年1月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた元同僚のうち1名は、「申立人は、私がアルバイトとして勤務した昭和42年12月には既に勤務しており、申立期間に継続して勤務していた。」と供述している上、申立人と同じB（職種）をしていた元同僚6名のうち、厚生年金保険被保険者期間が途中で欠落した記録となっている者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 43 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関係資料は無い上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 12 月から 43 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年9月の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月1日から21年11月3日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成20年9月から21年11月までの期間に給与から控除されていた厚生年金保険料額は、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額と相違しており、納得できない。

また、申立期間のうち、平成20年1月から同年12月までの期間において支給された賞与に係る標準賞与額が厚生年金保険の被保険者記録から欠落している。同社が発行した「平成20年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成20年1月1日から21年11月3日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律

に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、特例法を、同年10月1日から21年11月3日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年11月3日までの期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、20年9月については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち平成20年9月の標準報酬月額については44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成20年9月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の顧問社会保険労務士事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（写）の標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同年9月の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成20年10月1日から21年11月3日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法を適用することとなるが、申立人から提出された給与明細書及び平成20年分の支払調書、当該事業所から提出された賃金台帳及び給与支給控除一覧表並びに社会保険事務所に届け出た被保険者報酬月額変更届（控）及び被保険者報酬月額算定基礎届によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年7月から21年9月までは、申立人の主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、20年10月から21年10月までの標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

- 3 申立人は、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年12月31日

までの期間において支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落していると申し立てている。

しかし、当該事業所の顧問社会保険労務士事務所は、「当該事業所において賞与の支払いは無かった。」と回答している上、当該事業所の元経理部長は、「給与以外から社会保険料は控除しておらず、支払調書には源泉所得税の控除は記載するが、社会保険料控除の記載はしない。」と供述している。

また、申立人から提出された「平成 20 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の記載内容から、賞与支給日、賞与支給額及び保険料控除額を判断することはできず、ほかに当該期間において、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、当該事業所に係る事業所記録照会回答票において、賞与支払予定月の登録は無く、特別保険料関係記録も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人が主張する標準賞与額に相当する賞与を事業主により支払われていたことを認めることはできないことから、当該期間の標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年11月6日から18年9月6日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年11月から18年1月までは24万円、同年2月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成18年12月6日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月6日から18年9月6日まで
② 平成18年12月6日から19年9月1日まで

私のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録上、9万8,000円となっているが、所持している給料支払明細書では、標準報酬月額26万円に対応する厚生年金保険料が控除されている。また、B社における標準報酬月額に係る記録のうち、平成18年12月6日から19年9月1日までは、オンライン記録上、15万円となっているが、所持している給料支払明細書では、標準報酬月額26万円に対応する保険料が控除されていることから、それぞれ、控除された保険料に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、平成17年11月から18年1月までは24万円、同年2月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所から提出された申立人に係る平成18年度の算定基礎届により申立人の標準報酬月額が9万8,000円で届けられていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出されたB社の給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写）により、申立人の申立期間②の標準報酬月額が15万円で届けられていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで
私は、昭和38年3月から同年10月末までA社に勤務したが、申立期間の年金記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与支払明細書により、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年10月の標準報酬月額及び上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月1日から7年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年12月から5年5月までは15万円、同年6月から7年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から9年1月13日まで
私がA社に勤務していた頃の標準報酬月額は、平成4年12月から5年5月までは15万円、同年6月から9年1月までは30万円だったが、ねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が4年12月から5年5月までは8万円に、同年6月から9年1月までは9万2,000円にそれぞれ引き下げられていることを知った。当時、標準報酬月額の引下げについて会社から何の説明も無かったので、申立期間について標準報酬月額が引き下げられていることに納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年5月までは15万円、同年6月から6年11月までは30万円と記録されていたところ、同年12月19日付けで、5年6月1日の随時改定（30万円）並びに同年10月1日及び6年10月1日の定時決定（いずれも30万円）を取り消し、4年12月1日に遡って8万円（最低等級）に減額訂正（6年11月1日に標準報酬月額表の法改正により最低等級は9万2,000円に改定）され、7年9月まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、元同僚3人の標準報酬月額も申立人と同様に平成6年12月19日付けで遡及して減額訂正されていることが

確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所の経理担当であった元同僚は、「申立期間当時、当該事業所には厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に呼び出され、担当職員から滞納額を減らすための方法について指導があった。」と供述している。

加えて、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、役員であったことが確認できるが、上記経理担当であった元同僚は、「社会保険事務所の担当職員の指導により、標準報酬月額の見直しは、社長が判断して自分が手続を行った。申立人は、B（業務）の仕事をしていて、当該訂正処理には関わっていない。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った平成6年12月19日付けの申立人に係る標準報酬月額の見直し減額訂正に合理的な理由は無く、有効な記録とは認められないことから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年12月から5年5月までは15万円、同年6月から7年9月までは30万円に見直し訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成7年10月1日から9年1月13日までの期間については、遡って訂正処理を行った6年12月19日以降に届けられた7年10月1日及び8年10月1日の定時決定において、遡及減額訂正による標準報酬月額9万2,000円と同額となっているが、当該処理については、遡って訂正された処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所におけるこれら定時決定に係る事務処理が不合理であったとまでは言えない。

また、当該事業所は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における保険料の控除額について確認できない。

このほか、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年12月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年4月から同年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年12月31日から7年2月6日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年2月6日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から同年12月31日まで
② 平成6年12月31日から7年2月まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、給料は24万円だったが、標準報酬月額がそれよりも低い額になっているので調査してほしい。また、申立期間②については、同社に少なくとも平成7年2月まで勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年12月31日）から約1か月後の7年2月6日付けで、6年8月1日の随時改定（24万円）を取り消し、同年4月1日に遡って20万円に減額訂正されている。
また、オンライン記録により、当該事業所が適用事業所でなくなった平成6年12月31日に資格を喪失している申立人を除く26人のうち11人

が、申立人と同じ7年2月6日付けで、標準報酬月額を遡及減額処理されている。

さらに、当該事業所は、平成6年10月1日の定時決定及び同年12月31日の資格喪失の届出を行っていなかったことから、当該処理について、上記遡及訂正処理を行った7年2月6日付けで行っているが、6年10月1日の定時決定は、上記遡及訂正に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定における処理は有効な処理であったとは認め難い。

加えて、複数の元同僚は「申立人はB（職種）をしていた。社会保険の事務はしていない。」と供述していることから、申立人は、当該遡及減額処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立期間①に係る遡及訂正処理には合理的な理由は見当たらず、有効な記録とは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年4月から同年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは24万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録により、申立人は当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、上記遡及訂正処理を行った平成7年2月6日付けで、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を6年12月31日とする処理が行われているが、A社は、閉鎖事項全部証明書において、8年11月1日にC社に商号変更してから15年10月15日まで法人として確認でき、上記遡及訂正処理を行った7年2月6日において当該事業所は適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

さらに、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間においてB（職種）をしていた。社会保険の事務はしていない。」と供述していることから、申立人は、当該資格喪失処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の被保険者資格喪失日を平成6年12月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡及訂正処理日である7年2月6日とすることが妥当である。

また、平成6年12月から7年1月までの標準報酬月額については、申立人のA社における6年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月18日から10年8月1日まで

私は、厚生年金保険の加入記録では、平成8年10月にA社からB社に異動しているが、申立期間はA社の社員であると思っており、53万円の給料も変わらなかった。そのため、確定申告書の所得額もA社での給料の金額53万円で申告しており、平成8年分及び9年分の所得税の確定申告書の控えを提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、B社における申立人の標準報酬月額の記録は、当初、平成8年10月から10年1月までは41万円と記録されていたところ、同年2月26日付けで、8年10月18日の資格取得時の標準報酬月額（41万円）を訂正し、9年10月1日の定時決定（41万円）を取り消し、8年10月18日に遡って11万円に引き下げられ、10年7月まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所において申立期間に被保険者資格を有していた15人のうち、申立人を除く5人も、申立人と同じく平成10年2月26日付けで標準報酬月額の遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出されたB社に係る滞納処分票により、当該事業所は、平成8年10月から10年1月までの期間について、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間

においてC（役職）に就任しているが、C（役職）は会社の業務執行に関与する立場には無い上、申立人は、「自分がC（役職）に就任していることは知らなかった。当時はD（業務）及びE（業務）を担当していたので、社会保険関係の事務には全く関与していない。」と供述しているところ、申立期間当時の元同僚は、「申立人が所属していたのは、社会保険事務を担当していた部署とは違うので、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録とは認められないことから、平成8年10月から10年7月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額41万円は、当時支給されていた給与額（53万円）と相違していると主張しているが、申立人から提出された平成8年分及び9年分の確定申告書において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の遡及訂正前の標準報酬月額に基づく試算額と同額又は下回っていることが確認できることから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月1日から5年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、4年11月から5年2月までの標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで
私は、A社に平成3年6月20日から15年5月16日まで勤務した。
しかし、この勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額が保管している給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額と相違していることは納得できなため、同給料明細書に記載されている保険料控除額に基づく正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書により確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成4年11月から5年2月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時、当該事業所において経理を担当していた事業主の妻は、当時の資料は残っておらず不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年10月及び5年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年12月1日から10年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年12月から4年8月までは41万円、同年9月から5年3月までは47万円、同年4月から同年11月までは50万円、同年12月は47万円、6年1月から8年10月までは50万円、同年11月及び同年12月は47万円、9年1月から10年1月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月20日から10年2月28日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、平成2年8月20日から10年2月28日まで厚生年金保険に加入したが、受け取っていた給与に比べて、年金記録の標準報酬月額が低すぎるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立期間のうち、平成4年9月から同

年12月までの期間及び5年3月は47万円、同年4月及び同年9月から同年11月までは50万円、同年12月は47万円、6年1月は50万円、8年11月及び同年12月は47万円、9年1月から10年1月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年1月から同年2月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人は同年2月、同年6月及び同年8月の給料支払明細書を保有していないものの、申立人から提出された当該期間の前後の期間における給料支払明細書により、当該期間についても前後の期間と同様に保険料が控除されていたと認められることから、5年1月及び同年2月は47万円、同年5月から同年8月までは50万円とすることが妥当である。

さらに、申立人から提出された平成4年分、6年分、7年分及び8年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の控除額より算出した保険料額から、申立期間のうち、3年12月から4年8月までは41万円、6年2月から8年10月までは50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年8月20日から3年12月1日までの期間については、申立人は給料支払明細書及び源泉徴収票を保有していない上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和23年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月31日から同年3月1日まで

私の父は、A社に入社して以降、定年退職するまで途中で退職したことはなく、継続して勤務していたので、申立期間について継続して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者一覧表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社に勤務していた元従業員は、「A社の定期人事異動は1日付けで行われていた。」と供述していることから、昭和23年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和22年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月、50年2月から同年3月までの期間及び同年9月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月
② 昭和50年2月から同年3月まで
③ 昭和50年9月から51年12月まで

私は、両親から国民年金保険料を忘れずに納付するように言われており、申立期間①、②及び③の保険料は納付しているはずなので、納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A県B市（現在は、C市）の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、「昭和49年4月不在」と記載され、52年12月1日に社会保険事務所（当時）の連絡によりD市に転出したことが判明したと記載されていることから、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとは考え難い上、同被保険者名簿において、申立期間①は未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録と一致している。

また、申立期間②及び③については、上記被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳において、申立期間②及び③に係る国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見当たらないことから、申立期間②及び③は、国民年金に未加入の期間であり、保険料納付の前提となる納付書は発行されず、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、特殊台帳及びオンライン記録においても国民年金に未加入の期間と記録されている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の両親及び申立人の祖父母は既に亡くなっており、申立期間②及び③に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について申立人の記憶は明確でない上、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4022

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた記憶があったので、日本年金機構に年金加入記録回答票を提出したところ、「納付事実は確認できませんでした。」との回答をもらったが、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、昭和 55 年 7 月 14 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には 56 年 1 月 31 日年金手帳交付と記載されていることから、同手帳交付日時点を基準にすると、申立期間の大半に当たる 53 年 9 月以前の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の年金記録には、申立期間のほかに 4 回、合計 26 か月の未納期間がある。

加えて、申立期間は 100 か月と長期間である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4023

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 4 月まで

私は、最初に勤務していた会社の社員が設立した会社にアルバイトとして勤務し、そのときに、会社が申立期間の国民年金の加入手続を代わりに行い、その後、自分で国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が国民年金に未加入の期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自分で納付したと述べているところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」の欄には、申立期間の国民年金の加入記録は無く、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるため、申立人の主張と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から同年5月までの期間、46年12月から47年2月までの期間、48年1月から同年4月までの期間、49年8月から50年5月まで期間、同年10月から51年6月までの期間、52年3月から54年10月までの期間及び61年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月から同年5月まで
② 昭和46年12月から47年2月まで
③ 昭和48年1月から同年4月まで
④ 昭和49年8月から50年5月まで
⑤ 昭和50年10月から51年6月まで
⑥ 昭和52年3月から54年10月まで
⑦ 昭和61年1月から同年7月まで

私は、両親に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が国民年金に加入できる20歳より前の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②から⑦までについては、申立人の国民年金の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成8年8月7日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、申立人の所持するオレンジ色の年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日は同年11月21日と記載されており、オンライン記録と一致することから、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することは

できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は合計7回、68か月に及び、申立期間に係る複数の行政機関が同一人に同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る記憶が不明瞭であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4025

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和54年に会社を退職後、国民年金に加入していなかったが、督促状が届いたので、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、集金人に私の父が納付した。私の申立期間の納付記録が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和59年9月に職権適用されたことが記録されており、同時点で、申立期間のうち57年6月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、59年3月以前の保険料は過年度納付となり、集金人に保険料を納付することはできないことから、申立人の主張と相違する。

また、上記被保険者名簿に、申立期間は未納と記録されている上、オンライン記録によれば、昭和61年9月9日に過年度納付書が作成されていることから、同時点で申立期間に未納があったことがうかがえる。

さらに、申立人の年金記録には、申立期間のほかに4回、合計53か月の未納期間がある。

加えて、申立期間は60か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4026

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間当時大学生であり、アルバイトとして家業を手伝っていた。両親の勧めで国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をアルバイト代の中から引いて、父の銀行口座から口座振替で納付していたのに、申立期間が未加入となっているので納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年に国民年金の加入手続きを行い、そのときから父の銀行口座から口座振替で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の記号番号は、平成 2 年 8 月 27 日に A 社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された 400 件の記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の記号番号の前後の国民年金第 3 号被保険者の第 3 号該当処理日から申立人は 3 年 1 月に加入手続きを行い、大学を卒業した 2 年 4 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人は平成 3 年 1 月に加入後、2 年 4 月から 3 年 1 月までの保険料を同年 2 月に、同年 2 月の保険料を同年 3 月に、同年 3 月の保険料を同年 4 月に納付したことがオンライン記録により確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は同年 1 月に加入手続きを行うまでは国民年金に未加入である。

さらに、銀行の保管している記録により、申立人の父の銀行口座から申立人の保険料の口座振替による納付が開始されたのは、平成 3 年 4 月であ

ることが確認できる。

加えて、申立人の母は、申立人の弟も 20 歳から保険料を納付していたと述べているが、申立人の弟は 20 歳になった平成 2 年*月から厚生年金保険に加入する前月の同年 3 月までは国民年金に未加入である上、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため具体的な納付状況等は不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4027

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から9年7月まで

私は、平成8年4月頃、祖父の看病のために仕事を辞め、A市からB市へ転居した。市役所で住民票の住所変更手続は行ったが、年金手帳の住所変更手続は行わなかった。それでも、毎月、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、その都度、市役所内の銀行又は郵便局で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に申立期間の加入記録は無く、B市の保管する国民年金被保険者名簿においても申立期間は国民年金に未加入と記録されている上、オンライン記録では、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得及び資格喪失記録が平成13年1月16日に追加処理されていることから、当該処理が行われるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間のうち平成9年1月以降は、基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4028

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から16年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から16年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、5年前にA社会保険事務所（当時）で未納が無いか確認し、同社会保険事務所の担当者から納付していると言われたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が平成14年5月26日に第3号被保険者に該当しなくなった旨の処理が行われたのは18年9月25日であることが確認できる上、申立人が所持する領収証書及びオンライン記録により、その翌日の同年9月26日に申立期間直後の16年8月から18年7月までの国民年金保険料を一括して納付していることが確認でき、同時点で、申立期間の保険料は時効のため納付することができない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料徴収事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4029

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 43 年 2 月頃に、母が A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。加入した当初の 2 か月が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 43 年 2 月頃に C 町で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、E 市において婚姻後の姓で払い出されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年 6 月頃に行われたと推認でき、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、C 町で保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、C 町で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が不明瞭であるため、申立期間当時の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4030

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年8月まで

私は、A市に転居した直後の昭和60年5月頃に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、A市役所内またはA市内のB銀行で妻の分と一緒に納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した直後の昭和60年5月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、61年9月頃に行われたと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和61年9月の時点では、申立期間の保険料を過年度納付又は現年度納付することは可能であるが、申立人は、「A市役所の窓口の職員に、保険料を遡って納付するよう勧められたが、保険料総額が高額であったこともあり、遡って納付は行わず、加入手続後の保険料から納付するようにした。」と申述している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの期間、62年1月から平成14年3月までの期間及び15年4月から21年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から61年3月まで
② 昭和62年1月から平成14年3月まで
③ 平成15年4月から21年3月まで

平成10年4月頃、父が私の国民年金の加入手続を行い、当初、私は収入が無かったため、父が国民年金保険料を納付してくれた。保険料の納付手続は父が行っていたので具体的な納付方法などは分からないが、年度当初に一括して納付していたと思う。申立期間①、②及び③の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月頃、申立人の父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、7年6月29日に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は8年2月頃に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する上、この時点を基準にすると、申立期間①及び申立期間②のうち6年1月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録において、平成23年4月20日に申立人に対し過年度保険料の納付書が発行されたことが確認でき、納付書の発行期間が21年3月から23年3月までとなっていることから、当該納付書が発行されるまで、申立期間③のうち、21年3月の保険料は未納であったことがうかがえる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び③は合計3回、271 か月と長期間である上、
申立期間②の一部及び③は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間
であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領
収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られ、
さらに14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、
委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通
知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進さ
れていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少な
いものと考えられる。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料
を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してい
たものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4032

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和35年頃、A区にあった専門学校に在学しているときに国民年金の加入手続を行った。働きながら学んでいたため、国民年金保険料は働いたお金の中から納付した。申立期間当時は肩から黒い鞆を提げて来ていた集金人に毎月納付しており、当時の保険料月額は100円くらいだった記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金加入時期は、申立人の所持する国民年金手帳に記載された発行日及び国民年金受付処理簿の手帳送付年月日により、40年7月から同年8月頃までと推認できることから、申立人の主張と相違する上、同年7月を基準にすると、申立期間のうち、36年4月から38年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の所持する保険料の領収証書及び特殊台帳において、申立人は申立期間直後の昭和40年度の保険料を昭和42年4月28日に一括で過年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間の大半の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間当時 A (学校) の学生であり、申立期間の国民年金保険料は 1 万 5,000 円から 1 万 7,000 円くらいの現金に納付書を添えて B 市役所で年に 4 回ほど納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を B 市役所で納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録 (1)」欄には、被保険者でなくなった日が昭和 61 年 4 月 1 日、次の行に被保険者となった日が平成 3 年 10 月 1 日と記載されており、当該資格喪失日及び資格取得日はオンライン記録と一致している上、申立人は昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、昭和 61 年 3 月以前の国民年金法においては、A (学校) の学生は国民年金の強制加入被保険者とされていたが、同年 4 月の国民年金法等の改正により、任意加入対象者とされたことから、申立人が申立期間において国民年金被保険者の資格を喪失する手続を行ったとしても特段不自然ではない上、申立人は同年 4 月に任意加入の申出を行った具体的な記憶は無いと申述している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの期間及び同年4月から7年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から5年3月まで
② 平成5年4月から7年5月まで

私の母は、私が短期大学の学生であった平成4年7月頃、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。その後、私は5年4月から3年間、A事業所に勤めB共済組合に加入していたが、その間も母は、兄の分と一緒に申立期間②の私の保険料を納付してくれていたのに、申立期間の保険料の記録が納付済みとなっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学の学生であった平成4年7月頃に申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、9年1月の基礎年金番号制度導入以前は国民年金の加入時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年5月22日に付番されていることから、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認でき、この加入時点を基準にすると、申立期間①及び申立期間②のうち5年4月から7年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行

ったとする申立人の母の記憶は定かではなく、加入手続及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 13 日から 39 年 10 月 1 日まで
私は、年金事務所から平成 22 年 4 月に送付された「厚生年金加入記録」により、A社B支店から同社C本店に転勤した申立期間において、標準報酬月額が3万6,000円から2万6,000円に減額されているが、当時給与が減額された記憶は一切無いので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社は、当時の資料は無いとしている上、D健康保険組合は、「申立人の加入資格の記録は既に保存期間を過ぎており、書類を破棄していることから、当組合では加入記録を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人から提出された昭和 38 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の合計額は、A社B支店での標準報酬月額（3万6,000円）に基づき試算される額を下回っている。

さらに、申立期間において、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「標準報酬等級の変せん欄」に訂正等記録管理上の不自然さは無い上、申立期間に同社C本店に転勤してきた申立人を含む5人のうち、標準報酬月額が下がった者が3人確認できることから、申立人のみが不自然な取扱いであったという事情も見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 9 日から 44 年 9 月 21 日まで
私は、昭和 38 年 10 月 9 日から 44 年 9 月 20 日まで、A（地名）の B 社に正社員として入社し、C（施設）内で D（業務）等に従事したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が全部欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元役員から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、上記賃金台帳により、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、上記元役員は、「申立人を採用する条件は、厚生年金保険に加入させないことだった。本人は納得して入社した。申立人は当時の同僚と結婚しているが、当該同僚は、最初から厚生年金保険に加入させる条件で採用した。」と回答している。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 7 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

私の夫が、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の一部が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。また、夫の遺品の中からC社（現在は、D社）の名刺が見つかったので、昭和36年7月から41年1月までの期間は、同社に勤務していたと思う。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言から申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の社員に聴取したところ、数か月から1年の試用期間があった。」と回答している上、元同僚は、「自分たちが入社した頃は見習期間があり、見習期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、当該事業所から提出された申立人に係る給料原票には、入社が昭和23年6月10日、退職が36年7月1日の記載があり、23年8月1日からの給料額が記載されているが、厚生年金保険料の控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、A社の複数の元同僚が、「申立人は、同社を辞めて同僚3名と一緒に仕事を始めた。」と供述しているところ、申立人と一緒に仕事を始めた元同僚3名は、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、当該元同僚3名は、「申立人と一緒に仕事をしていた頃は、C社からの請負で仕事をしていた期間であり、厚生年金保険に加入していなかったことは承知している。」と供述している。

また、申立期間②当時、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち連絡先が判明した22名に照会したところ、20名より回答を得たが、18名は、「申立人を知らない。」と供述しており、残りの2名は、「申立人は、C社のE（業務）に係る下請業者の代表者である。」、「申立人は、E（業務）の仕事をC社から請け負い、E（業務）の技術を持った若い人を派遣して仕事をしているような感じだった。」と供述している上、申立人の名刺について、C社の複数の元社員は、「当時は、親会社のF社のG（業務）を、子会社であるC社が請け負っていたので、対外的に仕事をする上で、C社の名刺が必要であり、下請業者にC社の名刺を持たせるようなことをしていた。」と供述している。

さらに、D社は、「当社が保管している昭和36年4月から42年3月までの人事発令簿に、申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

加えて、C社の上記被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 19 日から 41 年 8 月 13 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 37 年 3 月 19 日から 41 年 8 月 13 日までの期間について、脱退手当金を支給された記録になっているが、脱退手当金を受給していないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 8 月 13 日の前後 2 年以内に資格を喪失している脱退手当金の受給資格者 30 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、B 社会保険事務所（当時）の脱退手当金支給整理簿には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給額が記載されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 10 日まで
私は、社会保険事務所（当時）で、A社（現在は、B社）における厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給されていると説明を受けた。私は申立期間当時から脱退手当金の制度については知っていたが、父から脱退手当金は受給しないほうがいいと言われたため請求しておらず、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している同被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年2月10日の前後2年以内に資格を喪失している脱退手当金の受給資格者8人（申立人を含む）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給記録があり、このうち6人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の請求が行われ

たことをうかがわせる「脱 33. 3. 7」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約1か月後の昭和33年3月18日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 3 月 1 日まで
④ 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

私の申立期間に係る標準報酬月額は、勤務先のA事業所及びB社から受けた給与に比べて低い額となっている。私が作成した「標準報酬月額の月別の状況」及び「厚生年金保険標準報酬月額」並びに申立期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C共済組合は、昭和 61 年 3 月まで標準報酬制度を導入していなかったことから、同年 4 月からの厚生年金保険への統合にあたって、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第 9 条及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 3 条の規定に基づく調整措置（61 年 3 月以前の各月共通の「みなしの標準報酬月額を算定する。」）が講じられている。C共済組合から提出された申立人に係る「組合員原票」及び「昭和 61 年 4 月 1 日以前の平均標準報酬月額について」に記載された標準報酬月額は、上記調整措置に基づくものであり、オンライン記録と一致している。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間②における標準報酬月額 53 万円について、C 共済組合は、「国家公務員共済組合法に規定される長期給付の標準報酬月額（及び掛金）は平成 6 年 12 月 1 日以前は 53 万円が上限値であった。」と回答している。

また、申立期間③における標準報酬月額 59 万円について、C 共済組合は、「国家公務員共済組合法に規定される長期給付の標準報酬月額（及び掛金）は平成 12 年 10 月 1 日以前は 59 万円が上限値であった。」と回答している。

3 申立期間④については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 9 年 10 月から 10 年 5 月までは 56 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 47 万円と記録されていたが、同年 11 月 25 日付けで、9 年 10 月 1 日の定時決定（56 万円）並びに 10 年 6 月 1 日の随時改定及び同年 10 月 1 日の定時決定（いずれも 47 万円）を取り消し、9 年 10 月 1 日に遡って同年 10 月から 10 年 9 月までが 50 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された平成 10 年 6 月の給与明細書の「標準報酬額」欄には、「560,000」円と記載されている上、厚生年金保険料控除額（5 万 6,252 円）に見合う標準報酬月額は、56 万円であることが確認できる。

しかし、B 社は、「当時、各支社で賃金誤支給があったことから関係箇所（D 社会保険事務所（当時）、E 健康保険組合）と打ち合わせの上、標準報酬月額を遡って修正しているので、申立人の平成 9 年 10 月の標準報酬月額 50 万円（定時決定）は正しいと考える。E 健康保険組合においても同様の修正を既に行っており、当時当社の支社担当者から本人に説明し、後日、本人指定の銀行口座へ保険料の還付額を振込みしている。」と回答している。

また、当該事業所から提出されたD社会保険事務所宛ての標準報酬月額
額の修正依頼文書において、1週平均労働時間数の入力誤り等から誤支
給が発生したので、誤支給を戻入するとともに、保険料の還付は、本人
指定の銀行口座に振込みする予定である旨記載されている上、B社保管
の振込システム入力の結果表「支払要求書」において、平成9年10月
から10年9月までの標準報酬月額における記録訂正前後の厚生年金保
険料の差額3万6,160円及び健康保険料の差額1万6,200円の合計5万
2,360円を11年4月30日に申立人の銀行口座に振込みする予定となっ
ていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生
年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき
ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月23日から28年9月14日まで
② 昭和29年5月16日から30年10月1日まで

私の夫は、申立期間①については、旧日本軍の解体に伴い、昭和21年6月22日に除隊された後、同年6月23日から29年5月15日までA社に勤務したが、28年9月14日以前の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①もA社に勤務していたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。また、30年10月に自営でB(業種)を開業したが、A社を辞めてからB(業種)を開業するまでの間、申立期間②については、C県に所在するD社に勤務していたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、昭和28年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち、同年7月1日より前の期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は、「当社の創立は、昭和27年8月5日である。」と回答しているところ、当該事業所の商業登記簿履歴事項全部証明書によると、当該事業所がE(業務)等を事業目的として、同年8月5日に設立されていることが確認できる上、当該事業所は、申立期間①当時の資料は保存していないと回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

当該事業所が適用事業所となった昭和 28 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 23 名確認できるが、いずれも所在が確認できず、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、F（機関）は、「C 県において D 社の名称での事業所登録は無い。」と回答している。

また、オンライン記録において、D 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、オンライン記録で類似の事業所名を検索したところ、適用事業所として「G 社」が確認できるところ、当該事業所は申立期間②中の昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、47 年 6 月 1 日に適用事業所でなくなっていることから、念のため、当該事業所の被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は無い。

加えて、G 社の被保険者名簿において、同社が適用事業所となった昭和 29 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得している 29 名のうち、所在が確認できた 2 名に照会したが、供述を得ることができず、申立人の申立期間②に係る勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
私は、A社B支社に勤務し、平成 12 年 10 月に、それまでの週 4 日勤務から週 5 日勤務に変更したので、標準報酬月額も同月から 18 万円と変更されるべきであるのに、標準報酬月額が従前のままであることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合から提出された標準報酬月額証明書により、申立人の申立期間における健康保険の標準報酬月額は、14 万 2,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、標準報酬月額の定時決定は毎年 8 月 1 日時点に在籍している者を対象に行われているところ、オンライン記録によると、申立人の平成 12 年 10 月 1 日の定時決定における厚生年金保険の標準報酬月額 14 万 2,000 円は、同年 8 月 21 日に処理されており、事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4294 (事案 3718 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 19 日まで
② 昭和 32 年 7 月 10 日から 37 年 6 月 21 日まで
第三者委員会への前回の申立てでは、私の脱退手当金の年金記録の訂正は認められないという結果だった。しかし、私は脱退手当金を請求した覚えは無いので、委員会の判断については承服できない。新たに思い出したこと等は無いが、再度よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されていること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年11月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給しておらず、前回の審議結果に承服できないとして、再申立てを行っているが、新たな資料や情報は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。